

令和8年度千葉県こども食堂サポートセンター事業業務委託 仕様書

本仕様書は、千葉県（以下「甲」という）が委託する「令和8年度千葉県こども食堂サポートセンター事業業務委託（以下「業務」という）」として受託者（以下「乙」という）が実施する業務について、必要な事項を定めるものである。

1 事業の目的

各地域におけるネットワークの構築及び運営に対するバックアップを行う体制を構築することにより、地域におけるこどもに対して食事や交流の場を提供するこども食堂の自立的な活動を支援するとともに、こども食堂に関わる団体等で構成されたネットワークが、寄附金や食材等の物資、ボランティア等の調整などについて円滑な実施を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 委託業務の内容

（1）こども食堂の立上や活動の継続等にかかる支援

こども食堂の立上を検討している者やこども食堂運営者からの相談があった場合、必要に応じて、地域ネットワークとも連携し、電話、メール、対面及びオンライン相談など、利用者が相談しやすい方法により支援を行う。

なお、下記ア及びイを踏まえた内容とすること。

ア 相談にあたり、相談者の個人情報の聞き取りを行った場合には、個人のプライバシー等秘密保持に十分に配慮すること。

また、支援を必要とするこどもに関連する相談があった場合には、速やかに甲へ報告を行うこと。

イ こども食堂の新規立ち上げを支援するため、必要に応じこども食堂の新規立ち上げに寄与する情報提供や各関係機関との連携を目的としたセミナー等を開催する。

（2）地域ネットワークの構築及び運営支援

各地域におけるこども食堂の活動が円滑に実施されるように、各地域におけるこども食堂に関わる団体等で構成されたネットワークの構築を支援するとともに、既存のネットワークの運営に対するバックアップを行う。

（3）寄附金、食材等の物資及びボランティア等の調整支援

各地域におけるネットワーク等において調整が困難となっている企業等からの寄附金、食材等の物資及びボランティア等について受入先の調整を行う。

なお、調整にあたっては広く公募を行う等、特定の者に偏りがないようにするとともに、寄付者及びボランティア希望者の意向に可能な限り沿ったものとすること。

（4）こども食堂に関するネットワーク会議の開催

年1回以上、県下のこども食堂及びその関係団体を対象としたネットワーク会議を開催し、こども食堂関係者の情報共有を図る。

(5) こども食堂実態調査

県内のこども食堂の現状を調査するとともに分析を行い、その結果を甲へ報告すること。

なお、調査項目及び調査方法は甲が用意する。

(6) こども食堂に関する情報提供

以下の項目について、ホームページやSNS等を活用して情報発信を行う。

- ・こども食堂の活動内容の周知（各地域ネットワークとのリンク構築）
- ・先進的な取り組みをしているこども食堂の取組事例の紹介
- ・こども食堂に関するイベントの開催ほか
- ・本事業の趣旨内容等を周知し、必要な情報や相談受付できる専用ホームページを運営すること。また、時期に応じた更新を適宜行うこと。

4 事務所の設置

千葉県内に相談・問い合わせに対応するための事業所を設置すること。

事業所名は、「千葉県こども食堂サポートセンター」とし、愛称を別途設ける場合は、甲と協議の上、法人からの独立性や公平性を確保するため、法人名・施設名を含まない名称とすること。

5 職員配置

担当者1名以上

6 運営時間

概ね平日の日中にて、1日4時間以上相談対応できる時間を設けること（年末年始を除く）
なお、具体的な運営時間については提案によるものとする。

7 台帳等の管理

- (1) 利用者に対する支援業務に関する記録を利用者ごとに整理し、当該支援事業を終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間は、これを適切に管理すること。
- (2) 職員、設備、備品及び会計等その他の業務に必要な台帳について、当該支援事業を終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間は、これを適切に管理すること。
- (3) 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、当該帳簿及び証拠書類の提出を求めることができるものとする。

8 その他留意事項

- (1) 本業務にあたって作成した成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）及び知的財産権（以下「著作権等」という。）は、全て甲に帰属するものとする。
- (2) 乙は甲に対して、甲より業務報告を求められた場合には、業務報告を行わなければならない。また、業務完了後速やかに、業務完了報告書及びその関係書類を提出するものとする。なお、本報告書について、乙は甲の承認を受けずに使用、公表することはできない。

- (3) 乙は、業務の処理上知り得た情報（個人情報を含む）を、他人に漏らしてはならない。これは本業務の契約期間が終了し、または契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務により作成または得られた全ての情報の使用、保存、処分等にあたっては、秘密が保持されるよう細心の注意を払わなければならない。
- (5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (6) 原則として、本件委託業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先、再委託内容、再委託に係る金額及び明細、再委託理由を明記し、書面により県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (7) 本件委託業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て、乙の責任において処理すること。
- (8) 千葉県が指定するホームページのドメイン（<https://chiba-csc.net/>）を使用し、ドメインの変更が必要な場合は、千葉県の指示に従うこと。
利用していたドメインを運用停止する場合は、運用停止した旧ドメインを一定期間保持すること。なお、旧ドメインへのアクセスがあった際に後継となるサイト（後継サイトがない場合は終了を告知したページや団体トップページ等）へ HTTP 応答コード 301 を用いた転送を行うことで、旧ドメインが検索サイトの上位に表示される機会をできるだけなくすなどの対策を実施すること。
- (9) 本業務の遂行上必要となる関係機関等に対する諸手続きは、乙が速やかに処理するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。
- (10) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ決定する。また、場合により本仕様書の一部を変更することがある。
- (11) 本業務に係るイベント等を開催する場合には、書面で甲へ報告すること。